

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	保育料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町保育所条例 第4条
例規番号	昭和31年条例第16号

## 【基準】

第4条の規定による。

(保育料)

- 第4条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の認定(同法第19条第2号に 掲げる者に係る認定及び同条第3号に掲げる者に係る認定に限る。以下「支給認定」という。) を受けた保護者で、町長から保育の利用の承諾を受けたものは、柴田町子どものための教 育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例(平成27年柴田町条例第17号)に定める利 用者負担額を保育料として納付しなければならない。
- 2 支給認定を受けた保護者で、本町以外の市町村の長から保育の利用の承諾を受けたものは、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により当該市町村が算定した費用の額(その額が同号に規定する現に支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)を保育料として納付しなければならない。ただし、当該市町村が同条第5項の規定により本町に施設型給付費を支払う場合においては、当該保護者は、同条第3項第2号の規定により当該市町村が定める額を保育料として納付しなければならない。
- 3 町長は、児童福祉法第56条第3項の規定により、同法第24条第5項又は第6項の措置を本町が 行った乳幼児又はその扶養義務者から、当該措置に要した費用として規則で定める額の保 育料を徴収する。

備考